

ベトナムにおける特許・実用新案出願制度概要

ナガトアンドパートナーズ

岡田貴子
(弁理士・パートナー)



特許業務法人ナガトアンドパートナーズは、前身事務所である長門国際特許事務所（1985年7月1日創業）の業務の全てを承継し、国内外の特許・意匠・商標出願業務をはじめ、翻訳、図面作成、調査、年金管理、教育・講演活動等の業務を行っている。岡田氏は、ナガトアンドパートナーズのパートナー弁理士として、国内外の意匠・商標出願業務をはじめ、模倣品対策や無効・取消・侵害訴訟対応まで幅広い業務を担当している。2006年から2007年にかけて、ベトナムハノイ市の特許法律事務所における研修勤務の経験がある。

1. 概要

ベトナム法において、「発明」とは、自然法則を利用して特定の課題を解決するための、製品又は方法の態様に基づく技術的解決手段である（知的財産法第4条第12項）。

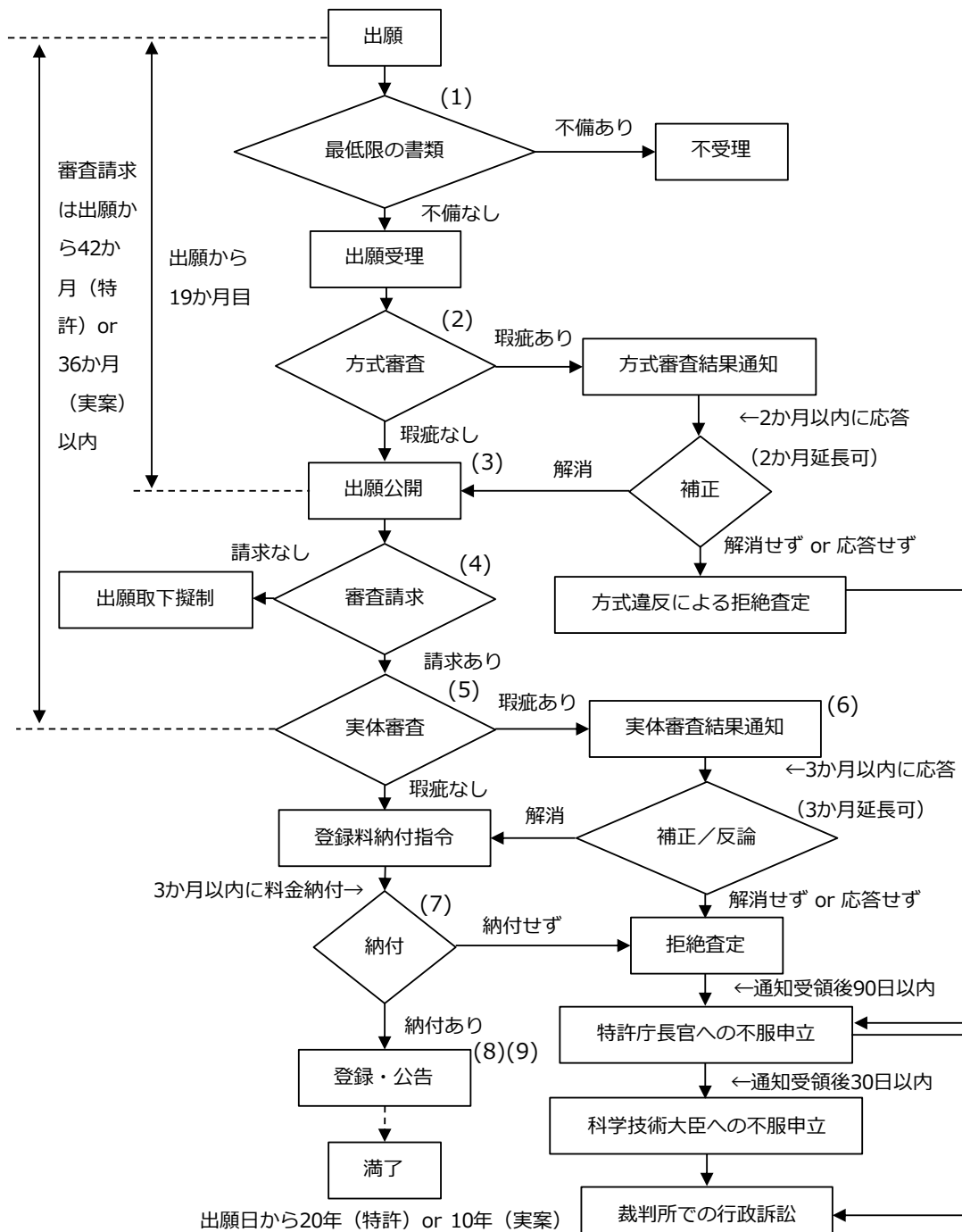
発明について、発明特許として保護を受けるためには、新規性、進歩性、産業上利用性の3要件を満たすことが必要である（知的財産法第58条第1項a-c）。発明について、実用新案特許として保護を受けるためには、通常の知識によらないものであることと、新規性、産業上の利用可能性の要件を満たすことが必要である（知的財産法第58条第2項a-b）。以下、「発明特許」と「実用新案特許」それぞれに関する出願を包括的に「特許出願」とする。

発明特許権の場合、保護証書発行日に効力発生して出願日より20年で権利満了（知的財産法第93条2項）、実用新案特許権の場合、保護証書発行日に効力発生して出願日より10年で権利満了となる（知的財産法第93条3項）。

知的財産法、政府決議 122/2010/NĐ-CP により一部改正された政府決議 103/2006/NĐ-CP（以下「政府決議」）、科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN を改正する通達 16/2016/TT-BKHCHN（以下「通達」）、特許出願審査ガイドライン（QUY CHẾ THẨM ĐỊNH ĐƠN ĐĂNG KÝ SÁNG CHẾ、2010年3月31日付知的財産庁長官決定第487/QĐ-SHTT に伴い発行）などの複数の法規範文書に基づき審査実務

は行われている。ただし、上記の特許出願審査ガイドラインは、通達の改正に応じた修正がなされておらず、法規正文書の間で不一致があるので、注意が必要である。特許出願審査ガイドライン 36.1 において、審査官は上記ガイドラインに基づき方式・実体審査を行う任務・責任があると規定されている。

2. 詳細及び留意点



【詳細】

(1) 出願書類

願書（発明特許と実用新案特許は共通の書式を使用）、明細書、所定の手数料及び料金の納付証、その他委任状、発明特許等を受ける権利の承継を証明する書類、優先権証明書なども必要に応じて提出する。提出書類はベトナム語により作成することを必要とする（知的財産法第100条第2項、通達7.2-b-ii）。委任状、発明特許等を受ける権利の承継を証明する書類、優先権証明書は外国語の原本にベトナム語の翻訳を付すことも可能である。

特許出願について、願書、クレームを含む明細書、所定の手数料及び料金の納付証が、出願受理のために必要な最低限の書類とされる（知的財産法第108条、通達7.1-a）。最低限の書類がそろっている場合には、出願を受理し、出願日を認定する（通達12.2-a）。

(2) 方式審査

特許出願は、すべて自動的に方式審査の対象となり、産業財産権の出願に関する共通要件（通達7）を満たさず、以下のいずれかに該当する場合には、適法でないとみなされる（通達13.2）。その場合、方式審査結果通知を出願人に送付し、拒絶すべき理由があることを通知する。

- a)ベトナム語以外を用いて記載されている（委任状等の例外となる書類を除く）。
- b)発明者、出願人、代理人に関する記載が不十分である。
- c)出願人が発明特許等を受ける権利を有しないと判断すべき根拠がある。
- d)知的財産法第89条に定める出願人適格を満たしていない。
- e)方式違反の指令をうけたにも関わらず必要な補正がされていない。
- g)知的財産法に定める発明特許、実用新案特許の保護対象ではないと判断すべき根拠がある。
- h)政府決議103/2006/ND-CPの第23条bの第2項に定める特許に関する外国出願前の安全確認の規定に反する。国際事務局に直接出願されたものを含む。

さらに、特許出願審査ガイドラインには、より具体的な例を挙げて、方式要件の解説がなされている（特許出願審査ガイドライン第2章、第3条～第15条）。同ガイドラインにおいて、単一性要件、実施可能要件等の明細書の記載要件に関する基礎的なチェックを方式審査で行うことも規定されている（特許出願審査ガイドライン5.2、明細書の記載要件に関する根拠となる条文は、通達23）。

方式審査の期間は出願から1か月であり、知的財産庁は出願人にその結果を通知しなければならない。方式審査において不備が認められた場合、出願人に対し2か月の応答期間が与えられ、補正書や意見書の提出が可能である（通達13.6-a）。提出期間は2か月延長が可能である（通達9.2）。

(3) 出願公開

方式審査にて適法と認められた全ての特許出願が対象となる。出願日又は優先日から19か月目又は方式審査完了後2か月のいずれか遅い方に公開となる。PCT出願は国内移行して方式審査完了後2か月で公開となる（通達14.2-a）。早期公開制度もある（通達14.2-a-iii）。

(4) 審査請求

発明特許出願の場合には出願日又は優先日から42か月以内に、出願人又はいかなる第三者も審査請求をすることができる。実用新案特許出願の場合には、出願日又は優先日から36か月以内に同様に審査請求をすることができる。願書に記載して出願時に審査請求することも可能である。期限内に審査請求が行われない場合、出願は取下げ擬制となる（知的財産法第113条、通達25.1）。

(5) 実体審査

実体審査の目的は、出願人が保護を求める内容が法の定める保護対象に該当するかの判断を行い、相応の保護範囲を確定することにある、とされている。知的財産法第4条第12項に規定する「技術的解決手段」であるか、出願人が求める保護証書の保護対象に該当するかの評価（通達25.3）、知的財産法第62条に規定する「産業上利用性」を満たすかの評価（通達25.4）、知的財産法第60条に規定する「新

規性」を満たすかの評価（通達 25.5）、知的財産法第 61 条に規定する「進歩性」を満たすかの評価（通達 25.6）、最先の出願であるかの評価（通達 25.7）、というステップが規定されている。さらに、特許出願審査ガイドラインには、より具体的な例を挙げて、各ステップの解説がなされている。

公開前に審査請求がされた場合は公開の日から 18 か月、公開後に審査請求がされた場合は審査請求の日から 18 か月、上記の期間内に実体審査を行うと規定されている（知的財産法第 119 条）。ただし、実務上は必ずしも上記の期限内に終わるわけではない。

審査官は外国のサーチレポートや審査結果を実体審査において使用することができることとされており、また、出願人が審査官にそれらの資料を提供すること（自発的に、若しくは審査官の求めに応じて）も可能である（通達 15.2）。

実用新案特許の保護要件の 1 つ「通常の知識によらないもの」という点については、特許出願審査ガイドライン 28(3)において「例えば、防錆塗料を鉄骨構造の表面に塗布し、単に鉄骨構造を保護することを保護の対象としてクレームしている場合」という例が、「通常の知識」として示されている。

(6) 拒絶理由通知（実体審査結果通知）

実体審査の完了後、知的財産庁は以下のいずれかの通知を行う（通達 15.7）。

- ・法の定める保護要件を満たしていない場合、実体審査報告を出願人に対して通知する。拒絶理由を明示したうえで、補正の提案を含むこともできる。応答期間は通知から 3 か月である（請求により 3 か月の延長可）（通達 15.7-a-(i)、9.2）。
- ・法の定める保護要件を満たしているが不備のある場合、実体審査報告を出願人に対して通知する。拒絶理由を明示したうえで、補正の提案を含むこともできる。応答期間は通知から 3 か月である（請求により 3 か月の延長可）（通達 15.7-a-(ii)、9.2）。
- ・法の求める保護対象に合致する場合、若しくは出願人が不備を補正して解消した場合や適切な意見書を提出して拒絶理由が解消した場合、登録許可通知を行い、

通知から3か月の期間内に、登録料、公報発行手数料、第1年目の特許料の納付などをすべき旨を、出願人に対して通知する（通達 15.7-a-(iii)）。

拒絶理由に対して反論や補正を行わない・行ったが拒絶理由が解消しない場合、拒絶査定となる。一般的には、出願人は知的財産庁に対する不服申立（第1回目の不服申立）を査定受領から90日以内に行い、知的財産庁長官が不服申立への決定を行う。長官の決定に不服のある場合には、科学技術省への不服申立（第2回目の不服申立）を長官決定受領後30日以内に行い、科学技術大臣が不服申立への決定を行う（政府決議 14、通達 22、不服申立法（Luật khiếu nại））。また、行政訴訟法（Luật tố tụng hành chính）に基づく訴訟により、裁判所で争うことも可能であるが、あまり一般的には活用されていない。

(7) 登録料納付

第一クレームは120,000ドン、その後追加クレーム毎に100,000ドン、公告料は120,000ドン、図面を含む場合には第2図面以降各図面ごとに60,000ドン、発明特許/実用新案特許維持費用（初年度は300,000ドン）、上記に加え代理人を通して手続する場合には代理人費用が発生する。

登録を認める旨の実体審査報告発行後3か月の期間内に上記の庁費用を出願人は納付する必要がある（通達 15.7-a-iii）。納付をしなかった場合、期間満了から15営業日の期間内に知的財産庁は当該出願を拒絶査定とする（通達 15.7c）。

(8) 保護証書の発行

登録に伴うすべての費用を期限内に納付完了してから15日以内に、保護証書の発行を知的財産法第118条に基づいて行う（通達 18.2-a）。実務上は、保護証書の発行は遅れることが多い。

発明特許の場合、保護証書発行日に権利が発生して出願日より20年で権利満了、実用新案特許の場合、保護証書発行日に権利が発生して出願日より10年で権利満了となる（知的財産法第93条2項）。

(9) 特許公報

登録許可通知は、発行後2か月以内に、出願人が公報発行手数料を納付した後に工業所有権公報に掲載される。発明特許の場合には要約を含むものとする（通達19.2）。

【留意点】

出願実務に関わる通達について、「科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN を改正する通達 16/2016/TT-BKHCHN」と便宜上表示しているが、2007年の旧通達 01/2007/TT-BKHCHN は何度かの改正を経ており、条文ごとにどのバージョンの通達が発効を有するか確認することが必要である。なお、知的財産庁のウェブサイトには、最新版の通達（過去の改正をすべて反映して1つのファイルにまとめたもの）がアップロードされている。

【ソース】

1. ベトナム知的財産法
2. ベトナム政府決議
3. 科学技術省通達
4. 特許出願審査ガイドライン
5. 不服申立法（Luật khiếu nại）
6. 行政訴訟法（Luật tố tụng hành chính）

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）